

# 労基署 だより

第 120 号  
H29.8.1

名瀬労働基準監督署  
TEL 0997-52-0574  
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP  
(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **715 円**

([http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet\\_leaflet/roudo\\_u\\_kizyun/saitin/saitin.pdf](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf))

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不  
払残業などのご相談  
を夜間・土日に無料  
でお受けします。  
0120-811-610

働く人の  
メンタルヘルス  
ポータルサイト  
「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令  
各種様式集

([http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html))

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～  
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。  
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)  
労働災害統計 災害事例  
リスクアセスメントの実施支援システム  
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)  
労働災害のない日本を目指してともに活動して  
いただけるメンバーを募集しています。

## 「プラスワン休暇」で、元気をプラス!

年次有給休暇を計画的に活用しましょう

厚生労働省が実施した「平成 28 年就労条件総合調査」によると、平成 27 年(又は平成 26 会計年度)1 年間に企業が付与した年次有給休暇(繰越日数を除く)は労働者 1 人平均 18.1 日で、そのうち労働者が取得した日数は 8.8 日(取得率 48.7%)となっています。

年次有給休暇の取得促進には、労使が協力して取り組むことが必要です。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が叫ばれて久しいですが、働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施してみませんか。例えば、お盆休みや土日、祝日等の事業場の所定休日に、労使協調のもと、年次有給休暇を 1 日以上プラスして連続休暇を実現してはどうでしょうか。

そのためには、年次有給休暇の「計画的付与」が有用です。これは、年次有給休暇の付与日数のうち、5 日を除いた残りの日数について、労使協定を結ぶことによって、計画的に年次有給休暇日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することで、年次有給休暇が取りやすくなり、事業主には「労務管理がしやすく計画的な業務運営ができる」、労働者には「ためらいを感じずに年次有給休暇が取得できる」というメリットがあります。

なお、年次有給休暇は、雇入れ後 6 か月以上の継続勤務と全所定労働日の 8 割以上の出勤率という条件を満たせば権利が発生します。いわゆるパートタイム労働者も同様です。また、週所定労働日数が 4 日以下かつ週所定労働時間が 30 時間未満の労働者にも比例付与という制度があります。

年次有給休暇は、労働者に与えられた当然の権利であって、使用者には事業の正常な運営を妨げる場合に限り時季変更権が認められており、例えば「ウチは年次有給休暇の制度が無い」、「パートには有給休暇は無い」、「休みたいなら辞めてもらって構わない」などといった法令の定めを無視した取扱いは許されません。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

比例付与については、インターネット等でご確認いただくか、当署監督係へお尋ねください。

## 労災・雇用保険料納入証明について

- 様式及び記載例は鹿児島労働局ホームページに -

建設業におかれては、入札参加資格、経営事項審査、建設業許可申請に際して、労災・雇用保険料の納入証明を必要とされる場合があると思われます。様式と記載例は、鹿児島労働局のホームページ(ホーム>各種法令・制度・手続き>法令・様式集>様式集>労働保険徴収関係>労災・雇用保険料納入証明)に掲載されていますので、ご活用ください。なお、当署には 2 部( 1 部は当署分)ご持参ください。おって、年度更新により今年度分の納付がありました事業場においては、納付された金額を示す領収証もご持参ください。また、複数の労働保険番号を有しておられる場合、その全てについて納付を完了されていなければ、証明ができませんのでご注意ください。

## 労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ([http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/kantoku/naze-rouki.html](http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html))に掲載しています。